

習志野市総合教育会議の運営に関する要領（案）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 16 号。以下「法」という。）第 1 条の 4 第 1 項の規定に基づき設ける習志野市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第 2 条 市長は、法第 1 条の 4 第 3 項の規定により会議を招集しようとするときは、会議の日時、場所及び協議すべき事項（以下「協議事項」という。）を委員に通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがある等緊急かつやむを得ない場合はこの限りでない。

（議長）

第 3 条 市長は、会議の議長となり議事を整理する。

（会議の成立）

第 4 条 会議は、教育委員会の委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、緊急かつやむを得ない場合については、市長及び教育長の出席をもって会議を開くことができる。

（会議の公開）

第 5 条 会議は、法第 1 条の 4 第 6 項の規定により原則として公開するものとする。ただし、習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針（以下「指針」という。）6 の各号の場合は、これを非公開とする。

2 会議の公開の方法については、指針 7 の規定を準用する。

（説明員）

第 6 条 市長は、協議事項の説明員として、担当部局長等を出席させることができる。

（会議録の作成及び公表）

第 7 条 市長は、会議の終了後、遅滞なくその会議録を作成し、これを市ホームページへの掲載及び情報公開コーナーでの閲覧に供することにより、公表するものとする。ただし、前条第 1 項の規定により非公開とされた議事については、会議録もこれを非公開とする。

（会議の事務）

第 8 条 会議の事務は、企画政策部において処理する。

（委任）

第 9 条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が定める。

附 則

この要領は、平成 27 年 月 日から施行する。